



令和6年度

包括外部監査報告書

「防災・減災に係る財務事務の執行
及び事業の管理について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

目次

第1 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件（テーマ）	3
3. 監査の対象期間	3
4. 事件を選定した理由	3
5. 監査の実施期間	3
6. 監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	4
7. 包括外部監査人を補助した者	4
8. 利害関係	4
第2 実施した監査手続き	5
1. 県の防災・減災計画に係る各種計画	5
2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査	6
第3 個別の監査結果及び意見（一覧）	9
1. 県の防災・減災計画に係る各種計画	9
2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査	9
第4 個別の監査結果及び意見（内容）	11
1. 県の防災・減災計画に係る各種計画	11
2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査	15

この概要版は令和7年3月付けで作成された「令和6年度包括外部監査報告書」（以下、「報告書」という。）の記載を要約したものです。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3. 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には他の年度分も対象とした。

4. 事件を選定した理由

近年、国内外において自然災害の頻発化・激甚化が顕著であり、南海トラフ地震や異常気象による豪雨災害等の発生リスクが高まっている。山形県においても、令和元年の山形県沖を震源とする地震や令和4年8月豪雨等が発生しており、災害への備えは喫緊の課題である。

山形県は、「山形県防災基本条例」、「山形県地域防災計画」、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」等に基づき、災害予防、災害応急対策、災害・復旧に関する様々な事業を市町村や防災関係機関等と協力しながら推進している。また、山形県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3年度～令和7年度）」予算を活用し、毎年200億円以上の関連事業が集中的に実施される中で、事業が効率的・合理的に実施されることは防災施策に対する県民の理解と信頼を高めることに繋がると考えられる。

加えて、山形県ではこれまで防災事業そのものを対象とした包括外部監査は実施されておらず、外部の視点から防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理状況を検証することは、今後の防災対策の改善に資するものと思われる。

上記を踏まえ、山形県の防災・減災に係る取組みが、山形県の各種計画や県民ニーズ、地域課題を反映した適切な内容となっているか、防災・減災事業の有効性、効率性及び経済性、施設・設備等の管理体制等の観点から検証する必要があると考え、本テーマを包括外部監査の対象として選定した。

5. 監査の実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 防災・減災に係る事業目的の設定が適確になされているか
- ② 防災・減災に係る事業の目的達成状況が適切に評価されているか
- ③ 防災・減災に係る事業内容が地域・産業・県民のニーズに適切に対応しているか
- ④ 収入・支出・契約事務・資産・物品管理の適切性が確保されているか
- ⑤ コスト管理と費用対効果が適切に考慮されているか
- ⑥ 関係法令に準拠し適法な事務が実施されているか
- ⑦ 情報の記録、保管、開示が適切に行われているか
- ⑧ 防災・減災という広範な課題に組織横断的な対応がなされているか

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 関連する法令・規則・上位計画を閲覧し、防災・減災に係る事業の実施体制や業務内容などがそれらに準拠しているかの確認
- ② 組織や事務についての概要把握、防災・減災に係る事業の担当部局や関連機関の組織形態、運営方針、基本施策、計画などの整合性の確認
- ③ 財務事務及び組織運営等の概要の確認及び担当者や職員へヒアリング等の実施
- ④ 文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑などの閲覧と照合、事務マニュアルやフローチャートの正確性・効率性の確認
- ⑤ 各担当部局や関連機関への視察、現地でのヒアリングや書類の確認、台帳整備状況と現品照合による管理状況の確認、固定資産・備品・貯蔵品等の現物確認
- ⑥ 問題点の指摘と報告、アンケートやヒアリング結果分析、対策や改善策の意見
- ⑦ その他必要と認めた手続

7. 包括外部監査人を補助した者

浅野 和宏 (公認会計士)
渡部 淳一 (公認会計士)
片桐 将人 (公認会計士)
木村 悦久 (公認会計士)
森園 陽介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 実施した監査手続き

1. 県の防災・減災計画に係る各種計画

県の防災・減災計画に係る各種計画の内容及び実施状況について、関連書類の閲覧、分析、担当者へのヒアリング、その他必要と認める監査手続を行った。

① 県強靱化計画に係るヒアリング

県における防災・減災対策の根幹を成す県強靱化計画は、ハード・ソフト両面から災害に強い県土づくりを推進するための総合的な計画である。

近年、自然災害の頻発・激甚化が顕著であることから、災害発生前の予防対策の重要性が増しており、予防対策に重点を置いた本計画について、適切に策定・運用されているかを確認することとした。そのうえで、県全体の防災・減災対策の現状と課題を把握するため、まずは本計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課及び主要なハード事業を所管する県土整備部の各課に対し、計画の全体像や計画内の実施事項などについてヒアリングを実施した。

【県強靱化計画（一部地域防災計画を含む）のヒアリング日程】

日時		対象所属		監査人・補助者数
7月4日	木	防災くらし安心部	防災危機管理課	5名
7月5日	金	県土整備部	管理課	
			河川課	
			砂防・災害対策課	
			道路整備課	
			道路保全課	
			都市計画課	
			下水道課	
			建築住宅課	
			建設企画課	
空港港湾課				

② 県地域防災計画に関する取組状況等の質問・アンケート調査及び個別ヒアリング

県強靱化計画に加えて、同様に防災・減災対策の上位計画である県地域防災計画について、その概要部分に関し、計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課にヒアリングした。

県地域防災計画は県、市町村、地域住民、企業、関係機関が連携して地域防災体制を構築

するための総合的な計画で、県における防災対策の基本となっていることから本計画の作成・運用状況を把握し、その実効性について検証することとした。一方、県地域防災計画は、災害の「予防対策」「応急対策及び復旧」「復興対策」について必要な事項を定めていることから、災害時ではない平時において「応急対策及び復旧」「復興対策」の実施事項について監査することは難しい面がある。そのため、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項を中心にその実施事項を確認していくこととしたが、県は県地域防災計画の「予防対策」に記載された実施事項についてその具体的な実施状況の確認を実施していなかった。

従って、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項の実施状況の確認及びとりまとめを監査手続きの一環としてアンケートに含め、計画の内容が現状に即しているか、各機関における役割分担や連携体制が適切に機能しているかなどを検証するため、県地域防災計画の内容を実施部局課に対し質問・アンケート調査を実施した。

【県地域防災計画のヒアリング日程】

日時		対象所属		監査人・ 補助者数
11月26日	火	しあわせ子育て応援部	子ども成育支援課	3名
		環境エネルギー部	水大気環境課	
		病院事業局	県立病院課	
11月27日	水	防災暮らし安心部	食品安全衛生課	
		県土整備部	河川課	
			下水道課	

2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査

本庁及び出先機関、総合支庁に往査し、施設の視察、関係書類（支出何・支出票、入札等執行書類等）の閲覧、照合、担当者への質問、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

① 防災・減災関連工事契約及び備品管理状況の現地調査・ヒアリング

防災・減災関連の工事契約関連資料を重点的に閲覧し、担当者へのヒアリングを通して、工事契約の適正性や随意契約の妥当性、その他適切な業務が執行されているかを確認した。また、防災関連備品の現地調査を行い、備品の管理状況についても確認した。

さらに、監査対象年度ではないが、直近の大きな災害事例である令和4年度8月豪雨や令和6年度の豪雨被害に係る県の対応や課題についてもヒアリングを実施した。

【県庁及び出先機関、総合支庁への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	3名

8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	
8月23日	金	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊（支出関係書類）	
		健康福祉部医療政策課ヒアリング	
		企業局水道事業課及び電気事業課ヒアリング	
8月30日	金	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	1名
		置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜農村整備課	5名
		置賜総合支庁西置賜建設総務課	
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	
		村山総合支庁農村計画課	
		村山総合支庁農村整備課	
		村山総合支庁建設総務課	
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課	
		村山総合支庁西村山農村整備課	
		村山総合支庁西村山建設総務課	
9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課	
		村山総合支庁北村山農村整備課	
		村山総合支庁北村山建設総務課	
9月6日	金	防災・減災に係るハード・ソフト関連事業所管課（支出関係書類）	

② 防災倉庫等における防災に関する備品の管理状況等を実地調査

防災に関する備品の管理状況等を確認するため、県の出先機関及び総合支庁の防災倉庫（水防活動に関する水防倉庫を含む）等の実査を行った。

【防災倉庫等への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	4名
8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	4名
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	2名
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課、西村山河川砂防課	2名

9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課、北村山河川砂防課	3名
9月6日	金	置賜総合支庁河川砂防課	1名
		置賜総合支庁西置賜河川砂防課	1名
		村山総合支庁河川砂防課（双月町）	1名
10月2日	水	村山総合支庁河川砂防課（蔵王成沢）	1名

③ リエゾン及び防災備蓄に係るヒアリング

各総合支庁における監査手続きの結果から、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）制度に関する詳細な状況、防災備蓄に関する管理方法の把握をするために、追加のヒアリングを実施した。

【リエゾン及び防災備蓄に係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・ 補助者数
8月29日	木	防災くらし安心部防災危機管理課	3名

④ 防災ヘリ・県警ヘリに係るヒアリング

防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊へのヒアリングの結果から、県警ヘリとの役割分担や県警ヘリの運行状況などについて把握するために、追加のヒアリングを実施した。

【防災ヘリ・県警ヘリに係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・ 補助者数
10月16日	水	県警察本部警備部 警備第二課警察航空隊	3名

第3 個別の監査結果及び意見（一覧）

1. 県の防災・減災計画に係る各種計画

① 国のガイドラインに基づく県強靱化計画の作成【意見】	P. 72
② 県強靱化計画の記載内容の誤り【意見】	P. 76
③ 県強靱化計画における目標管理【意見】	P. 76
④ 県強靱化計画における施策推進方針の具体的な記載内容に関する不備【意見】	P. 77
⑤ 県地域防災計画の実行主体について【意見】	P. 78
⑥ 県地域防災計画に記載されている資料編の更新について【意見】	P. 79
⑦ 県防災会議における書面決議の運用【意見】	P. 79
⑧ 公開情報の管理不備【指摘】	P. 81

2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査

① 各担当所属共通	
ア 請求書と振込証明書の金額不一致による振込金額の内訳の確認について【意見】	P. 85
イ リエゾン派遣における安全性の確保【意見】	P. 86
② 消防学校（山形県防災学習館を含む）	
ア 消火体験コーナーの映像について【意見】	P. 90
イ 防災学習館における地震体験施設の故障対応【意見】	P. 91
ウ 通報体験施設の有用性について【意見】	P. 92
エ 委託業務契約社員の勤務管理【意見】	P. 93
オ 非常用持ち出し品に係る展示物の見直し【意見】	P. 94
カ 備品標示票未貼付の備品【指摘】	P. 97
キ 薬品・劇毒物管理について【指摘】	P. 98
ク 賞味期限切れの防災備蓄【意見】※所管は防災危機管理課	P. 101
ケ 訓練棟内の消火器の管理【意見】	P. 102
③ 消防救急課消防防災航空隊	
ア 備品標示票未貼付の備品【指摘】	P. 103
イ 実査時不明備品の存在【指摘】	P. 103
ウ 消防防災ヘリコプターの運航体制について【意見】	P. 104
④ 置賜総合支庁本庁舎	
ア 備蓄品の管理状況【指摘】	P. 110
イ 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課	P. 111
ウ 長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課	P. 112
エ 防災資機材等一覧表の更新漏れ【指摘】	P. 114

⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局		
ア	賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課	P. 115
イ	長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課	P. 115
ウ	防災資機材の効果的管理について【意見】	P. 116
エ	下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ【指摘】	P. 117
オ	入札辞退理由の把握による実効性ある競争入札の実施【意見】	P. 119
カ	水防施設内の管理不備【意見】	P. 122
キ	消火器の管理不備【意見】	P. 122
⑥ 村山総合支庁本庁舎		
ア	効率的な工事発注の推進【意見】	P. 124
イ	契約日より後日付となっている下請業者2社からの誓約書【意見】	P. 125
ウ	相指名業者への下請け発注【意見】	P. 126
⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局		
ア	産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】	P. 127
イ	防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	P. 129
ウ	非常用発電装置の運用について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	P. 130
エ	灯油の安全な保管について【指摘】	P. 132
オ	防災資機材等保管場所（旧健康相談室及び名称の無い部屋）における不要物品について【意見】	P. 132
カ	水防倉庫における水防備蓄品の管理について【意見】	P. 134
⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局		
ア	産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】	P. 135
イ	1次下請業者とその再委託先との契約書の中に反社会的勢力の排除条項がない【指摘】	P. 135
ウ	契約日より後日付となっている下請業者からの誓約書【意見】	P. 136
エ	防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	P. 137
オ	水防倉庫内の未使用の混合オイルについて【指摘】	P. 138
カ	水防備蓄品の管理不備【意見】	P. 138
キ	消火器の管理不備【意見】	P. 139
ク	暴力団排除の誓約書の原本未提示【指摘】	P. 139

第4 個別の監査結果及び意見（内容）

1. 県の防災・減災計画に係る各種計画

項目	① 国のガイドラインに基づく県強靱化計画の作成	意見	本編 P. 72
内容	<p>県は「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を作成し、令和3年3月に本計画の見直しを行っている。内閣官房より、地域計画の作成・改定検討時の手引書として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が公表されており、地域計画の一般的な策定手順として5つのステップが明示されているが、このうちSTEP3「脆弱性の分析・評価、課題の検討」について、国のガイドライン記載の手順を踏まずに作成している状況である。</p> <p>県における強靱化計画の策定プロセスは、担当課が、関連所管課に強靱化計画に記載すべき事業の洗い出しを依頼し、記載案について協議を通じてとりまとめを行い作成する形となっているが、この策定プロセスでは、関連所管課の事業計画等に記載された実施予定の（または既に実施している）事業のみが強靱化計画に記載され、リスクシナリオを踏まえた課題に対応する新たな事業が創出されにくいと考えられる。</p> <p>そこで、監査人は県が作成した強靱化計画をもとに、リスクマトリクス図を作成し評価した結果、リスクシナリオごとで、施策推進方針（リスク対応策）の件数にバラつきがみられるとともに、一部のリスクシナリオについては、施策推進方針（リスク対応策）が1、2件と明らかに少なく、リスク対応策の十分性に疑義がみられる。</p> <p>加えて、現在の山形県の強靱化計画の策定プロセスでは、関連所管課は基本的に予算のある（あるいは予算化の見込みがある）事業を記載することから、ゼロ予算事業については網羅的に記載されない傾向にある。そのため、ゼロ予算事業としてリスク対応施策を実施しているにもかかわらず、強靱化計画のリスク対応策として認識されず、そのような事業が目標指標からも漏れることで効果的な事業の評価もできなくなることとなる。従って、リスク対応策を網羅的に把握する点についても策定プロセスの一層の改善が必要である。</p> <p>以上より、今後強靱化計画の見直しや改定を行う際には、防災・減災に係る既存計画の内容の集約に加え、既存計画の内容（事業・施策）だけで施策推進方針（リスク対応策）が十分か否かを確認できるよう、国のガイドラインなども活用しながら「脆弱性の分析・評価、課題の検討」を実施されたい。</p>		

項目	② 県強靱化計画の記載内容の誤り	意見	本編 P. 76
内容	<p>県強靱化計画の記載内容について、複数の誤りを確認した。</p> <p>はじめに、P24の目標指標に記載されている「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-3”）《行政機能》【防災】」という内容は、紐づく別紙2「起きてはならない最悪の事態」（P94）の内容から判断するに参照先の番号が異なっており、誤りである。正しくは「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-2”）《行政機能》【防災】」と記載すべきである。</p>		

<p>加えて、施策分野 2（危機管理）の目標指標 (P21)として「④土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 84.4% (H30) → 100% (R7)」が含まれるにもかかわらず、すでに目標を達成していたことを理由に令和 5 年度の当該指標の達成状況の記載をしておらず追記すべきである。</p> <p>同様に、施策分野 7（ライフライン・情報通信）の目標指標 (P37)として「⑤合併処理浄化槽の普及率（対人口）8.5% (R1) → 9.3% (R7)」が含まれるにもかかわらず、令和 5 年度の当該指標の達成状況の記載が漏れており、追記すべきである。</p> <p>これらの誤りは、県強靱化計画の正確な情報提供を阻害する恐れがあることから、今後の見直しや改定等の中で適宜修正されたい。また、このような誤りが生じないよう策定プロセスや進捗管理の方法について改善されたい。</p>
--

項目	③ 県強靱化計画における目標管理	意見	本編 P. 76
内容	<p>山形県は県強靱化計画において、起きてはならない最悪の事態を 41 項目設定し、各施策を推進していくが、予算や時間がかかる施策も多いことから、目標指標を設定してその施策が実際に確実に遂行されるよう進捗管理している。従って、目標指標は、当該目標指標が達成されることで、リスク対応施策が達成され、結果として起きてはならない最悪の事態 41 項目を防止できるという関係性が成り立つものである必要がある。</p> <p>この点について、監査人が、起きてはならない最悪の事態 41 項目と目標指標との関係性についてリスクマトリクスにより評価した結果、施策推進方針（リスク対応策）に対して目標指標の数は少なくなっている。例えば、起きてはならない最悪の事態「有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「NBC 災害における対応力の強化」、「有害物質の拡散・流出防止対策の推進」「危険物施設の耐震化の促進」「NBC 災害を想定した訓練の実施」の 4 つが掲げられているが、目標指標は 0 となっている。施策推進方針（リスク対応策）のすべてが進捗管理の対象外となっており、これでは施策推進方針（リスク対応策）が本当に機能するか疑問である。なお、このように目標指標の数が 0 となっている項目は 9 項目あった。</p> <p>また、起きてはならない最悪の事態「災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「災害時における行政機関相互の通信手段の確保」、「災害情報の収集・伝達手段の確保」、「災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備」となっており、そのための目標指標は「県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生 0 回 (R1) → 0 回 (R4)」のみとなっているが、目標管理の観点からは、当該目標を達成するための具体的な取組が明記されていないため、何ら活動を実施しなくとも当該目標は達成される可能性があり、妥当ではない。この場合、ネットワークの重大障害が発生しないために実際に実施すべき取組にまで目標指標の落とし込みをすべきである。</p> <p>このように、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行という面から</p>		



<p>は目標指標が正しく設定されていないという印象である。</p> <p>従って、目標指標については、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行に資するものに照準を合わせ、施策推進方針（リスク対応策）の設定に際してリスクマトリクス等を活用するなど適切に対応されたい。</p>

項目	④ 県強靱化計画における施策推進方針の具体的な記載内容に関する不備	意見	本編 P. 77
内容	<p>山形県強靱化計画では 11 の施策分野別に施策推進方針（リスク対応策）が整理されており、さらに施策推進方針の具体的な内容が記載される体系となっている。この点、施策分野「(4) 交通基盤」の中に「空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進」という施策推進方針（リスク対応策）の記載があり、その具体的な内容として、「港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。」という記載があるが、空港施設については、特段「BCP」に関する記述はない。</p> <p>本件につき、県土整備部空港港湾課にヒアリングしたところ、空港BCP（空港機能継続計画）も作成しているとのことであった。</p> <p>BCPは発災時における施設整備・復旧に向けた、拠り所となる計画であり、本施策分野は港湾施設だけでなく、空港の整備・老朽化対策の推進も含まれることを鑑みると、港湾BCPだけでなく、空港BCPについても明記すべきであり、空港と港湾を横並びで評価した際に結果として記載漏れとなっている。従って、記載レベルを統一することを意識のうえ、今後県強靱化計画の見直しや改定を行う際には修正されたい。</p>		

項目	⑤ 県地域防災計画の実行主体について	意見	本編 P. 78
内容	<p>県地域防災計画では、地域防災力の確保のための個別の実施事項が記載されている。その実施事項のそれぞれに実行主体が記載されているが、実行主体が県と記載されているものについて県の担当課が明確になっていない。県地域防災計画における担当課へのヒアリングを実施した際も、実施責任者が不明瞭かつ記載内容の曖昧性から、計画内容の実施事項が理解できない部分が少なくなかった。県地域防災計画は、災害発生時に迅速かつ確かな対応を可能にするための重要な指針であることから、各主体の役割分担と責任の所在を明確にし、効果的な防災体制を構築できるように対応すべきである。他県では地域防災計画における役割分担の記載について、本文中に県の担当部局課を明記することで、役割分担の明確化を図る取り組みを行っているケースもあり、他の事例なども参考に検討されたい。</p> <p>なお、県地域防災計画の中の上水道施設災害予防計画は、水道事業等の許認可を所管する食品安全衛生課が所管となり、予防計画の素案を提示している。しかし、水インフラの災害予防という点からは、水道用水供給事業を担当する企業局も一定の役割を担っている</p>		

ことから、食品安全衛生課と企業局が連携して計画を策定したほうがより実効性ある予防計画を作成することができるのではないかと考える。
--

項目	⑥ 県地域防災計画に記載されている資料編の更新について	意見	本編 P. 79
内容	<p>県地域防災計画の資料編において、過年度の情報から更新されていない情報が複数見受けられた。</p> <p>県地域防災計画は「震災対策編」、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」のほかに「資料編」があり、災害対策に係る各種規定や協定がまとめられている。これらの地域防災計画に関する資料は、毎年度のように、国が定める災害対策基本法などの法規制や各種防災計画、県内の災害状況などを踏まえ見直しを行っている。一方で、自衛隊関連、病院関連、交通機関に関する情報については、古い情報のままになっており、更新が求められる。</p> <p>また、県地域防災計画の資料編には、他県と締結された防災上の連携・協力に関する押印済の協定書の写しが収録されているが、秋田県との防災上の連携・協力に関する協定書には山形県知事印はあるものの秋田県知事印がなく、真正の協定書か不明である。防災危機管理課に確認したところ、両知事印のある協定書は存在したことから、資料編に収録する協定書の写しも両知事印のあるものに変更し、資料編収録資料は適切に更新・修正するよう留意されたい。</p>		

項目	⑦ 県防災会議における書面決議の運用	意見	本編 P. 79
内容	<p>県防災会議において、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での会議開催が困難となり、書面決議による運用が行われている。</p> <p>一方で、山形県防災会議条例および関連法規を確認する限り、書面決議による会議開催を明確に認める規定は存在していない状況である。</p> <p>災害対策基本法第 15 条第 8 項では、「都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める」とされ、災害対策基本法施行令第 7 条では、「都道府県防災会議の議事その他都道府県防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県防災会議にはかつて定めるものとする」と規定されている。なお、山形県防災会議条例第 5 条においても、「この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める」とされている。</p> <p>これらの規定を踏まえると、書面決議のような重要な手続きに関する事項は、防災会議において事前に審議し、明確なルールを定める必要があると考えられる。この点、防災会議運営要領に書面決議を定める規定が存在しないことから、書面決議による運用は条例に反すると捉えることもでき、現状では書面決議に関する様々な問題が生じる可能性も考えうる。</p> <p>書面決議は、会議を招集せずに行う意思決定であり、委員間での意見交換や議論の機会</p>		

	<p>が制限されることから、重要な意思決定を行う防災会議においては、その妥当性について慎重に検討する必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が終息しつつある現状で、書面決議の運用を通常通りの会議体で実施することが適切と考えられるが、もし書面決議を継続的に実行するのであれば、運用に関する明確なルールを定め、その要件や手続きを明確化し、会議の透明性と正当性を確保することが望まれる。</p>
--	--

項目	⑧ 公開情報の管理不備	指摘	本編 P. 81
内容	<p>災害情報や防災情報などをまとめた県のホームページである「こちら防災やまがた！」が発信する情報について、古い情報が記載されている、ウェブページ上にあるハイパーリンク先のページに接続できないなど、適切な情報管理がなされていない状態が見受けられた。</p> <p>例えば、お役立ち情報の「災害時の安否確認方法：パソコン・携帯電話・固定電話を利用した安否確認」における各種通信会社の外部リンクをクリックすると、「ウェブサイトのサーバーがアクセスしようとしているページを見つけられません」と表示される。この状態を放置すると、仮に災害が発生した場合、県民が混乱し、適切な情報を得られない可能性がある。また、古い情報が公開されていると、県民はそれを最新の情報と誤認し、不適切な行動をとってしまうリスクも考えられる。</p> <p>県は、「こちら防災やまがた！」を県民にとって 有益な情報源とするためにも、定期的なサイトの巡回、迅速な情報更新を行う必要がある。</p>		

2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査

① 各担当所属共通

項目	【①-ア】請求書と振込証明書の金額不一致による振込金額の内訳の確認について	意見	本編 P. 85
内容	<p>令和 5 年度山形県強靱化計画関連施策である企業立地促進事業費の証憑を確認する過程で、請求書と振込証明書の金額が一致しないケースが見られた。</p> <p>振込金額の内訳が手書きで記載されているため、正確な内容が確認しにくい状況であり、手書きの内訳は請求書とは一致しているものの、証憑としての信ぴょう性が薄く、その差額の詳細を明確に確認することが困難であった。</p> <p>ヒアリングの結果、企業側が総合振込を行っているため、請求書には支払金額の合計が記載されており、個別の取引内容を把握することが難しいことが判明した。</p> <p>請求書の金額が実際に振込されていることは確認されているが、行政側においても内訳の詳細な確認ができないため、企業が提出した手書きの内訳に頼らざるを得ない状況であった。本来、総合振込が行われる場合でも、支出を証明するためには個別の経費が請求書等の金額と一致していることを、取引ごとに振込明細で確認することが望ましい。</p>		

従って、支出事実の確認のため、補助金制度を所管する財政課では、総合振込明細の提出を義務化、支出確認手順の明文化などの取組みを検討すべきである。

項目	【①-イ】リエゾン派遣における安全性の確保	意見	本編 P. 86
内容	<p>県では、災害対策基本法に基づき、大規模災害発生時に円滑かつ迅速な災害応急対策を実施するため、災害対策現地情報連絡員（通称リエゾン）制度を運用している。</p> <p>令和4年8月豪雨に関するヒアリングによると、リエゾンの派遣に際しては、安全確保に関する明確な基準（派遣の有無の基準、派遣の際の安全な交通経路の確保の基準、派遣の際の装備品の基準など）が設けられていないということであった。従って、その判断は各総合支庁単位で個別になされている状況である。これは、各総合支庁が当該地域の被災状況などを最も把握しており、最も妥当な判断が可能であることによるものとのことであるが、安全確保に関する明確な基準がなければその場の判断として危険な派遣が決定されることを避けることはできない。</p> <p>令和6年7月に庄内最上地方を襲った豪雨災害時においても同様にリエゾン派遣がなされているが、一部のリエゾンは道路状況の悪化などにより派遣したものの途中で引き返したケースもあるとのことである。</p> <p>県内 DMAT の安全確保の水準と比べ、リエゾンの安全確保の水準は極めて低く、結果としてこれまでリエゾン派遣時に事故は生じていないが、令和4年、令和6年の災害状況を踏まえると事故が生じてもなんら不思議ではない。</p> <p>従って、リエゾンの安全が確実に確保されるような派遣基準を設け、各総合支庁において運用されることが望まれる。</p>		

② 消防学校（山形県防災学習館を含む）

項目	【②-ア】消火体験コーナーの映像について	意見	本編 P. 90
内容	<p>防災学習館2階の消火体験コーナーでは、訓練用水消火器を使用し、モニターに映し出された火災映像に対して消火体験を行う。水消火器は実際の消火器とほぼ同様に使用でき訓練として妥当であるが、モニター映像で「てんぷら油火災」を題材としている点が問題である。</p> <p>てんぷら油火災に対して水を用いた消火は危険な行為であるため、水消火器を使用した消火体験において「てんぷら油火災」を題材にする場合、本学習館に訪問する利用者の中には未就学児も多く、本コーナーに訪れたことでかえって誤解が生じ、誤った理解、行動へ繋がる恐れがあるため、モニター映像の変更を検討すべきである。</p>		

項目	【②-イ】防災学習館における地震体験施設の故障対応	意見	本編 P. 91
内容	<p>防災学習館では、地震体験の施設として想定震度ごとの地震の状況を体験できるよう自宅リビングを模した地震体験施設を有している。</p>		

	<p>現在、当該施設は建物内部の浸水に伴い施設駆動部も浸水したことによる故障のため、令和5年1月から休止している。なお、浸水後に浸水箇所を特定の上コーキングによる浸水対策及び浸水時に排水ができるよう排水ポンプの整備を実施している。一方、施設駆動部の修繕には多額の経費が見込まれることから、使用再開を踏まえた検討を進めているところであるが、具体的な使用再開の時期は決まっていない状況である。現在、2年以上の長期間にわたり当該施設は休止せざるを得ない状況であるが、代替の展示はなされていない。仮に施設駆動部が動かなくとも、地震の備えとして、例えば家具、家電類の転倒、落下、防止のための対策を施して展示し別施設として継続して使用することなどは可能である。</p> <p>現在の状況は来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であり、来館者の学習意欲を削ぐことにも繋がりにかねないことから休止された施設の効果的な利用について対応を検討されたい。</p>
--	--

項目	【②-ウ】 通報体験施設の有用性について	意見	本編 P. 92
内容	<p>防災学習館には、モニターと実際の公衆電話機を使った、火災・救急の際の119番通報体験を通して、通報の仕方を学べる施設がある。当該施設は現在4機中3機が故障中であり、1機のみ稼働している状況である。</p> <p>公衆電話は、災害時優先電話として扱われており、災害発生時等において被災者等が無料で使用することができる重要な通信手段である。そのため、防災学習館に設置されている通報体験施設は有用であると評価できるが、今日では公衆電話が著しく少なくなっている点、携帯電話など災害時における連絡手段が多様化している点、また4機中3機が長期間故障したままの状況を踏まえると、故障した3機のスペースに代替コンテンツの展示を検討すべきである。例えば携帯電話など別媒体による通報に係る操作学習や、大規模災害時においては、119番通報が集中することから、119番がつかない又はつながったとしても救急救助要請に適時に対応できない可能性が高い点などについての学習など他に展示できるものはあるはずである。</p> <p>加えて、そのような代替コンテンツを展示することは多額の費用が掛けず実施可能であると思われるが、故障した公衆電話をそのまま展示し、代替コンテンツへの変更などを実施していない現状は、来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であることから、来館者の防災学習に資するような形でコンテンツを見直すなどの対応を検討されたい。</p>		

項目	【②-エ】 委託業務契約社員の勤務管理	意見	本編 P. 93
内容	<p>近年、県防災学習館の来場者数は減少傾向にあるものの、小中学生の団体客や予約なしの訪問客は依然として一定数存在している状況である。</p> <p>そのため、令和5年度においては、会計年度職員1名と県防災学習館案内業務委託契約</p>		

	<p>に基づく委託業務契約社員2名が配置されて運営されている。</p> <p>業務委託契約社員の勤務記録簿について出勤日数及び時間を確認したところ、勤務日数は集計できたものの、勤務時間の記載がなかったことから、勤務時間を把握できなかった。勤務時間に関する規定が存在する以上、勤務管理を行う上で記録簿において勤務時間を集計することが必要であるが、現状の記録簿では委託業務契約社員が規定通りの時間数で勤務しているか否かを確認できない状態である。したがって、勤務状況を正しく把握するため、勤務記録簿において勤務時間を記録するよう対応されたい。</p>
--	--

項目	【②-オ】非常用持ち出し品に係る展示物の見直し	意見	本編 P. 94
内容	<p>防災学習館は、県民の防災意識向上と防災知識の普及を目的とした重要な施設である。展示コーナーには災害に関する資料や写真、防災グッズ（非常用持ち出し品や防災対策グッズ）などが並べられ、防災知識を深めることができる。</p> <p>しかしながら、監査人が展示品を確認したところ、展示されている非常用持ち出し品には、現代のニーズに合致していない状況であり、来場者に必要性が伝わる展示方法になっていないなどの問題が見つかった。</p> <p>また、政府が推奨している感染症対策等を含めた「災害の「備え」チェックリスト」と比較すると、携帯電話などの充電に必要となるモバイルバッテリー、感染症対策用のマスクや消毒用アルコール、ウェットティッシュなどが不足しており、子供や高齢者がいる家庭、女性など、個別具体的な状況に合わせた非常用持ち出し品の紹介も不足している状況である。</p> <p>さらに、非常用持ち出し品の選び方、使い方、保管方法など、来館者が防災知識を深めるための情報提供が不足しており、来館者が状況に応じた適切な備えをより理解し学べる展示方法を工夫する必要がある。</p>		

項目	【②-カ】備品標示票未貼付の備品	指摘	本編 P. 97
内容	<p>消防学校厨房内にある備品について、備品標示票が貼られていなかった。山形県財務規則第155条によれば、表示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反である。速やかに是正されたい。</p>		

項目	【②-キ】薬品・劇毒物管理について	指摘	本編 P. 98
内容	<p>消防学校教育管理棟理化学準備室における劇・毒物を含む薬品類について、管理台帳と実物在庫に相違がみられた。</p> <p>相違が生じた理由は定かではないが、少なくとも管理台帳には最終確認日付が記載されておらず、管理台帳が古くその後に薬品等の出入庫が生じたのか、あるいは最初から管理台帳は一定の薬品等のみを管理の対象としてすべての薬品を対象としていなかったかなど、原因が考えられる。</p>		

	<p>また、管理台帳には製品名の記載はあるが、数量の記載は無い。従って、複数瓶の薬品等の紛失や不正持ち出し等は把握できない。加えて、1本の瓶でも薬品の一部を別容器に移し替えるなどした場合などでも数量の減少を把握できないため、不十分な管理となっている。管理が必要な薬品等を把握の上、管理台帳は確認日と数量が把握できる形で適切に管理されたい。</p> <p>一方で、監査人が実物在庫を確認した際には、薬品のラベルが時間経過に伴い損耗したものがあるなど、全体の薬品等の使用頻度は著しく低いように見受けられた。従って、そもそも消防学校において使用すべき薬品であるかどうかを改めて検討されたい。</p>
--	--

項目	【②-ク】賞味期限切れの防災備蓄 ※所管は防災危機管理課	意見	本編 P. 101
内容	<p>山形県消防学校倉庫棟には防災危機管理課が管理している防災備蓄が保管されている。監査人が防災備蓄の状況を確認したところ、期限切れの水が保管されていた。</p> <p>他の総合支庁においては賞味期限切れの水は雑用水として廃棄処分するなど、賞味期限切れの水の処分方法は取り扱いが統一されていないことから、取り扱いを統一の上、適切に対処されたい。</p>		

項目	【②-ケ】訓練棟内の消火器の管理	意見	本編 P. 102
内容	<p>山形県消防学校訓練棟内に有効期限を超過し、点検未了となっている消火器が2本見つかった。</p> <p>当該状況について担当者にヒアリングを実施したところ、いつ配置されたかは不明であるが、当該建物が消火器設置義務のある建物ではないため、恐らく消火用に設置されたものではなく訓練用に配置されたものではないかとのことであった。様々なシチュエーションを考慮し、消防職員の消防訓練のため配置することもあり得るとのことであったが、消防訓練用との表記がなく消防職員に誤解を生む可能性がある。</p> <p>実際に訓練用として利用する場合は、その表記を消火器に貼付するか、不要であれば適切に処分するなどの対応方針を検討されたい。</p>		

③ 消防救急課消防防災航空隊

項目	【③-ア】備品標示票未貼付の備品	指摘	本編 P. 103
内容	<p>備品実査を行ったところ、事務所外の備品については備品標示票の貼付がされていなかった。山形県財務規則第155条をみると、標示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けている。この点、備品標示票の貼付がなされていない理由についてヒアリングしたところ、全体の7割にあたる事務所外の救急救助用資機材等の備品については、救急救助活動やヘリ運航の際の安全確保の観点から、備品表示票の貼付をしていないとのことであった。しかし、救急救助用資機材についても備品管理の必要性は変わらないため、全ての備品に備品標示票を漏れなく貼付できなければ、例えば写真を撮って備品</p>		



	台帳に記載することや、備品本体ではなく保管場所に備品標示票を貼り付けするなど、備品の取扱に関する運用について、検討し改善されたい。
--	---

項目	【③-イ】実査時不明備品の存在	指摘	本編 P. 103
内容	備品2点について、実査時（令和6年8月21日）に現品を確認できなかった。 本備品については、後日確認することができたが、現品の所在が実査時に特定できなかったことから、一時的に異なる場所で使用する場合でも所在は正確に把握しておく必要がある。		

項目	【③-ウ】消防防災ヘリコプターの運航体制について	意見	本編 P. 104
内容	<p>山形県消防防災航空隊では、消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航を業務として活動している。運航時間について確認したところ、特に令和4年及び令和5年で少なくなっている。また、現在の「もがみ」の機体は平成27年の運航開始から10年近く経過しており、一定の機体や装備品の不具合が生じ始める状況にあり、それらの改修・修繕のために運航を休止する日数が増加している。特に令和4年、令和5年は定期点検以外の機体不具合による休止が増加した。</p> <p>運航休止の場合にも災害は発生することから、北海道・東北8道県は相互応援協定に基づき、自県の消防防災ヘリコプターが運航不能などの際には応援要請を行い、他道県の消防防災ヘリコプターが応援活動として出動することとなっている。応援の際のヘリコプターの指揮は要請側の長の定める現場の最高責任者が行い、応援に要する職員給与、旅費、燃料費、消耗品費等は応援した道県の負担となっている。</p> <p>応援・受援の関係を見てみると、応援件数6件に対し、受援件数21件と大幅に受援件数のほうが多い状況である。一般論として、県内の災害では現場到着の時間的な優位性は一部地域を除けば山形県にあることから、いち早く現場到着を目指す必要がある環境下では、やはり応援に頼るのではなく山形県において防災対応力を確保することが望まれる。また、受援にかかる実費を応援側が負担する状況のもと受援回数が多い状況も相互応援協定が想定する「相互」の価値観から逸脱しているように思われる。このような状況を踏まえると山形県の災害についてはあくまで山形県が災害対応にあたるという基本的な考え方を持つことが重要ではないかと考える。</p> <p>他方、山形県消防防災航空隊では操縦士及び整備士は、外部業者に委託し委託先職員が操縦及び整備を実施するが、秋田県では外部業者に委託せず自前にて操縦士及び整備士を確保し、かつ警察航空隊の操縦士及び整備士を外向させることで警察航空隊との人的な連携を確保しながら災害種別に応じて警察航空隊と業務を分担する形での運用を図っているとのことである。秋田県で受援実績0を達成していることは参考にすべき事実である。</p> <p>また、山岳救助などは行方不明の捜索と行方不明者がけがをしているなど、110番通報と119番通報のどちらでも対応する可能性があり、連携することでより効果的・効率的な</p>		

	<p>運用が可能になることも考えられることから、連携について山形県警察航空隊にヒアリングを実施した結果、現状の山形県消防防災航空隊の受援過多の状況を山形県警察航空隊との連携により即座に解消することは困難であることが理解でき、将来的にも、運航体制の違いや出向などの人員の連携を図ることのできる体制の整備などの一定のハードルをクリアしなければ実現することは難しい課題であると把握できた。</p> <p>ただし、長期的に考えたときには現状のままの運航体制で、受援過多の状況が続くことを受け入れるよりは、秋田県のような他団体の取組みを確かめつつ良い取組みであれば採用することを目標に議論を進めることが有意義であると思われる。航空業界の人材確保・育成が困難になりつつある現状からすれば、縦割りの警察・消防行政を柔軟に運用することで警察航空隊においても人材確保・育成が容易になる可能性もあることから、将来に向けた検討を始めるべきであると考えます。</p>
--	---

④ 置賜総合支庁本庁舎

項目	【④-ア】 備蓄品の管理状況	指摘	本編 P. 110
内容	<p>備蓄品は置賜総合支庁の倉庫のほか、庁舎より車で1、2分離れた置賜保健所内の1階と2階に保管している。</p> <p>庁舎内の倉庫については施錠されている一方で、置賜保健所については、現在、正面玄関は閉鎖され、利用は制限されている状況ではあるが、県庁職員以外が利用するケースも少なからず存在する。</p> <p>そのような状況のなか、ブルーシートで覆われてはいるものの、県庁職員以外の一般の方も利用される1階ロビー付近に、主に食糧品やおむつや毛布等生活用品が保管されており、紛失や破損、異物混入等の可能性も否定できない状況にある。</p> <p>そのため、少なくとも県庁職員以外も立ち入ることのできる共用部等での備蓄品の保管は避け、施錠できる室内等しかるべき場所へ移管されたい。</p>		

項目	【④-イ】 賞味期限切れの食糧備蓄品 ※所管は防災危機管理課	意見	本編 P. 111
内容	<p>防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している食糧備蓄品について、往査時点（令和6年8月22日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）650食分及び消費期限となっている使い捨て哺乳瓶120本が発見された。</p> <p>賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。</p>		

項目	【④-ウ】 長期保有している資機材備蓄品 ※所管は防災危機管理課	意見	本編 P. 112
内容	<p>防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している資機材関係の備蓄品について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見さ</p>		

<p>れた。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。ついては、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。</p> <p>また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く梱包の中身が使用可能であるかについて確認がなされていない状況である。</p> <p>災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の10年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに10年使用し、計20年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。</p>
--

項目	【④-エ】防災資機材等一覧表の更新漏れ	指摘	本編 P. 114
内容	<p>県庁にて契約関係書類の監査を実施したところ、令和6年3月15日付で置賜総合支庁2階講堂前支部機材保管庫及び置賜総合支庁西置賜地域振興局1階12番倉庫に納品された備蓄品が存在することが判明した。</p> <p>上記のうち、保存用飲料水を除く備蓄品は、現地往査時に受領した令和6年3月31日時点での「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」に含まれておらず、一覧表の更新が正しくされていないことから資産の保全の観点から速やかに是正されたい。なお、是正に際しては、他の総合支庁においても同様の状況にないか確認の上、対応されたい。</p>		

⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局

項目	【⑤-ア】賞味期限切れの食糧備蓄品 ※所管は防災危機管理課	意見	本編 P. 115
内容	<p>防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月30日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）250食分が発見された。</p> <p>賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。</p>		

項目	【⑤-イ】長期保有している資機材備蓄品 ※所管は防災危機管理課	意見	本編 P. 115
内容	<p>防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。</p>		



	<p>については、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。</p> <p>また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く、訓練等でも使用されていないものと見受けられる。</p> <p>災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。</p> <p>なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の 10 年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに 10 年使用し、計 20 年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。</p>
--	--

項目	【⑤-ウ】 防災資機材の効果的管理について	意見	本編 P. 116
内容	<p>置賜総合支庁西置賜の備蓄倉庫には基本的には「防災資機材等」一覧表にて管理された防災備蓄品が保管されている（防災備蓄とは関係のない資機材も一部あるがごく少数である）。監査人が防災備蓄の現物実査を実施した際には、簿備蓄倉庫内に「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ 3 台が存在していた。恐らく災害時に備えて防災備蓄と同様に放出できるように備蓄倉庫に保管しているものと思われるが、「防災資機材等」一覧表に記載がないため、冬季停電時などに備蓄品に優先して放出する必要がある際にその存在が忘れられ対応が遅れてしまう可能性がある。</p> <p>従って災害時に有効活用できそうな資機材については、「防災資機材等」一覧表にて一元管理するなど、いざ使用する際に遅滞なく対応できるよう努められたい。</p>		

項目	【⑤-エ】 下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ	指摘	本編 P. 117
内容	<p>県の工事で下請（2 次下請以下を含む）となった場合、建設工事競争入札参加者資格者名簿に登載されていたとしても、改めて提出が求められるところ、1 件の工事に関し、下請業者 12 社のうちの一部（5 社）が提出した誓約書について「<input type="checkbox"/> 私」か「<input type="checkbox"/> 当社」か選択する箇所に記載漏れが発見された。</p> <p>本誓約書は、反社会的勢力等の公共事業への参入を防ぐ上で重要な書類であるため、元請業者より当該書類を受領した際は、提出有無のほか記載内容に不備等がないかを確認し、不備がある場合には差し戻す等、より一層適切な運用を図られたい。</p>		

項目	【⑤-オ】 入札辞退理由の把握による実効性ある競争入札の実施	意見	本編 P. 119
内容	<p>施設往査時、「令和 5 年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、入札参加者の多くが入札辞退となり、結果として、高い落札率による 1 者のみの応札となっている契約が散見された。</p> <p>全 32 件のうち 22 件の工事について入札辞退等を原因とした 1 者応札による高い落札</p>		

	<p>率での契約となっている。競争入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数が確保されていることが前提となる。このことからすれば、当課における入札の実情は競争原理が働いているといえるのか疑問である。</p> <p>入札辞退については、発注者側があらかじめ予測することは困難であるということは理解できるが、入札による実効性が確保できていない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探っていくことが第一である。</p> <p>この点、当課においては入札辞退者に対する辞退理由のヒアリングといった手続きは特段実施されていない。また、入札辞退者から受領する入札を辞退する旨の書面は任意の様式となっており、辞退理由の詳細な把握まではできていないのが現状である。</p> <p>入札辞退者に対してその具体的な理由（例えば、金額、人員不足、仕様書要件など）をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、辞退により入札者数が低調であった場合には、その原因を調査することで入札者数の確保を図り、より実効性のある競争入札の実施へと繋げていくことが望ましい。</p>
--	--

項目	【⑤-カ】水防施設内の管理不備	意見	本編 P. 122
内容	<p>西置賜の水防施設内を調査した結果、広報用看板が木杭の上に放置されている状況が確認された。放置された看板は、木杭を利用する際の作業の妨げになるだけでなく、地震などで落下・破損する恐れもある。</p> <p>このような状況は、水防活動の効率性を低下させるだけでなく、施設を利用する職員の安全を脅かす可能性もある。</p> <p>水防施設の管理においては、資機材等の適切な保管場所を確保し、不要なものは処分するなど、整理整頓を徹底されたい。また、施設の維持管理に関する規程を見直し、同様の事態が発生しないよう職員への周知を徹底されたい。</p>		

項目	【⑤-キ】消火器の管理不備	意見	本編 P. 122
内容	<p>水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。</p> <p>水防施設を調査した結果、1978年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されている事例が確認された。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。</p> <p>また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。</p> <p>上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切</p>		

れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。

⑥ 村山総合支庁本庁舎

項目	【⑥-ア】効率的な工事発注の推進	意見	本編 P. 124
内容	<p>令和4年度上山2地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事において、撤去する揚水機場の内壁に塗られたモルタルにアスベストが検出されたことから、その撤去工法の変更を主因として、当初発注時の約1.5倍の請負金額となる変更契約の締結がなされていた。</p> <p>この点、本県の「土地改良事業設計積算要領」においては、重要な設計変更の取り扱いとして、いわゆる3割協議ルールが定められており、「変更見込増額が請負代金額の30%を超えるとき」は、工事変更施工協議書により、変更の指示前及び設計変更前に農林水産部関係課長と協議することとされており、当該協議を経た結果、変更契約として処理されているものである。しかし、変更契約はあくまで例外的な処理であり、原則的には別途契約を必要とする。この例外的な処理によって、本件変更工事部分については事実上、見積合わせのない随意契約が行われているものと同視でき、効率的な調達という観点からは懸念がある。</p> <p>「農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアルについて」（以下、アスベストマニュアルという。）には、農村整備事業等で建設され、現在も使用されている揚・排水機場等の施設において石綿が建築材料として多く使われている旨の記載があり、当初請負契約締結の段階で石綿含有を想定した十分な事前調査を行ったうえで参考価格を決定すべきであったものと考えられる。</p> <p>アスベストマニュアルには石綿を左官材料として使用している可能性についての記載はないが、厚生労働省労働基準局長通知によれば、蛇紋岩系の左官用モルタル混和材には、「無石綿」、「ノンアスベスト」と表示された商品であっても、相当量の石綿が含まれている可能性がある旨の記載があり、関係団体、事業場等に対し周知、指導を行うなど、対応に万全を期すよう求めている。</p> <p>県営事業対象施設の解体撤去、改修・補修工事等に際しては、当初請負契約締結の段階より、建築時期や建築材料などからアスベスト含有の可能性について十分な懐疑心をもって検討し、効率的な発注が行われるよう努められたい。</p>		

項目	【⑥-イ】契約日より後日付となっている下請業者2社からの誓約書	意見	本編 P. 125
内容	<p>令和4年度（明許）道路施設長寿命化対策事業に係る2次下請業者（以下、「A社」）から提出された誓約書について、A社が1次下請業者と契約を締結したことに伴い提出された再下請負通知書（変更届）によれば、当該契約書日は令和5年11月20日となっているが、当該A社から提出された誓約書の日付は令和5年11月24日となり、契約締結日より</p>		



	<p>も後日付となる。</p> <p>また同様に、同工事に係る1次下請業者（以下、「B社」）から提出された誓約書について、B社が元請業者と契約を締結したことに伴い提出された施工体制台帳によれば、当該契約書日は令和5年12月11日となっているが、当該B社から提出された誓約書の日付は令和6年1月10日となり、契約締結日よりも後日付となる。</p> <p>この点、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。」旨が記されており、これを踏まえると、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要があり、その対策の1つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。</p> <p>以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。</p>
--	---

項目	【⑥-ウ】相指名業者への下請け発注	意見	本編 P. 126
内容	<p>令和4年度・5年度に実施された2工事において、同一の一般競争入札に参加した事業者が1次下請に入っており、いわゆる「相指名業者への下請発注」が行われている。</p> <p>「相指名業者への下請発注」への下請発注については、建設業法始め各法令等において禁止する規定はないものの、入札談合や事前の利益供与等公正な競争入札を阻害する恐れがあると考えて一定の制限を規定している団体も見受けられるが、山形県においてはそのような規定はない。</p> <p>そのため、相指名業者への下請発注全てを否定するものではないが、当該2工事に関しては、いずれもC社とD社が関与しており、かつ、元請と1次下請の関係性が工事ごとに入れ替わっていると同時に、該当工事①に関して言えば、1次下請業者への下請割合（最終契約額に占める本下請契約額の割合）が74.2%と一社の1次下請業者へ割り振られる割合としては相対的に高く、適切な元請下請関係への懸念を抱かせる外観を有しており、また入札に関する懸念を生じかねない。</p> <p>入札に関する懸念に対し、県としての考えや方針が示されていない状況は健全な状況とは言えず、また公共工事に対する県民の信頼を損ねる結果となる可能性も否定できない。</p> <p>については、「相指名業者への下請発注」に関する方針やルール等を定め、県として問題が生じないようリスク管理できる環境を整えることを検討されたい。</p>		

⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局

項目	【⑦-ア】産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合	指摘	本編 P. 127
内容	工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」又は「建設		

<p>副産物処理結果報告書」と産業物処理法に基づき処分業者より交付される「マニフェスト」や再生資源の利用の促進に関する法律に基づき作成される「再生資源利用促進実施書」等の基礎資料との間で不整合が生じている工事が5つ確認された。</p> <p>監査対象が48件であることを考えるとエラー率は1割以上に及ぶことから記載誤りは頻発している状況である。</p> <p>については、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。</p>
--

項目	【⑦-イ】 防災資機材等一覧表への適切な記載について ※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	意見	本編 P. 129
内容	<p>防災備蓄倉庫において防災資機材等の現物実査を実施したところ、防災資機材等一覧表 No32 及び No33 の簡易トイレはいずれも6基となっていたが、中身を確認すると、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ（洋式便器）として利用するもの、もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式で結果として、12基のトイレがあることがわかった。</p> <p>防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がないため、担当者もトイレ個数を誤認識していたことから、防災資機材一覧表では誤認しないよう内容の記載をもう少し丁寧しておく必要がある。</p> <p>また、防災資機材保管場所は東棟1階防災倉庫と健康相談室と記載されているが、東棟1階防災倉庫は名称の無い部屋2部屋のうち1部屋について紙で防災倉庫と記載されており、もう1部屋はなにも記載されていない部屋であった。この点、担当者にヒアリングをしたところ、隣接する2つの部屋を一つとして整理・認識し、防災資機材等の保管する部屋を誤認することはないとのことであった。しかしながら、現状の運用では、事情の知らない後任の担当者や総務課以外の職員などが誤認する可能性があり、防災備蓄を管理するうえで場所管理は重要であるため、保管場所の名称記載は適切に実施されたい。</p>		

項目	【⑦-ウ】 非常用発電装置の運用について ※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	意見	本編 P. 130
内容	<p>非常用発電装置については、点検・試運転を今年度実施していない。運転に際して燃料コックがしまっており即座には始動できなかったが、後ほど動作方法を確認し、コックを開けることでエンジンはかかった。</p> <p>本体には100時間の使用ごとにオイル交換が必要である旨のシール貼り付けがあるが、前回のオイル交換はいつ実施したかは不明である。法定点検はないものの、常時使用可能な状況にしておかないと非常時に使用不能となれば、意味がないため、点検の基準を設けて対応されたい。</p>		

項目	【⑦-エ】 灯油の安全な保管について	指摘	本編 P. 132
内容	非常用発電装置が保管された車庫において、冬季暖房用と思われる灯油が保管されており、灯油がはいっているものの、蓋がなされていない。庁舎管理の観点から、このような保管方法は危険であるとともに異物混入等を含む劣化の恐れもあることから安全な灯油保管に留意されたい。		

項目	【⑦-オ】 防災資機材等保管場所（旧健康相談室及び名称の無い部屋）における不要物品について	意見	本編 P. 132
内容	<p>旧健康相談室は当該建物が以前保健所であったことから、室内に医療関係の物品が残されている。ただし、どれも平成 10 年以前のものであり、日常的に使用されることなく放置されている物品のように見受けられた。名称の無い資機材保管室では、食品衛生協会の業務録・伝票などの資料、その他保健所における備品が保管されており、これらも相当程度放置されているような状況であった。</p> <p>旧健康相談室は一定の広さがあることから、医療関係の備品を整理することで名称の無い部屋に保管されている防災資機材も含め、同一室内で一元的に保管・管理することができる。現状では、保管場所が整頓されていないことにより、防災資機材は分離管理されており、特に名称の無い部屋においては、面積が狭く防災資機材と無関係の備品類が存在することにより、防災資機材の数量確認や内容物の確認に支障をきたす状況である。</p> <p>名称の無い部屋は、整頓し防災資機材を旧健康相談室に一元保管・管理することで別用途（会議室など）に転用できる可能性もあり、庁舎管理の観点から無駄を生じさせていることから、防災倉庫をまとめ、不要物品については使用できるものは使用するとして使用しないものは廃棄するなどの対応が望まれる。</p>		

項目	【⑦-カ】 水防倉庫における水防備蓄品の管理について	意見	本編 P. 134
内容	<p>水防倉庫における水防備蓄について、水防計画書に示された基準となる備蓄資器材数量に対し、実際の備蓄資器材数量を適正に管理されるよう現物確認の結果、掛矢 7・金てこ 6 であった。現場の備蓄数量表示では掛矢 4・金てこ 6 と記載されており相違している。対して令和 5 年 12 月の水防計画資料編においては掛矢等で 11 と記載があり、掛矢等が掛矢・金てこを指すのであればその記載とも相違する。実際の備蓄数が正しくカウントされ、集計されるよう留意されたい。</p> <p>また、水防備蓄とは別に、建設部の業務で使用するテントなどの資機材も保管されているため、水防備蓄資器材以外の備品一覧表を作成するなど効果的な水防備蓄管理に留意されたい。</p>		

⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局

項目	【⑧-ア】 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合	指摘	本編 P. 135
----	----------------------------------	----	-----------



内容	<p>令和4年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・修繕・補正・公所）主要地方道尾花沢関山線蟹川橋橋梁補修工事について、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」とその基礎資料との間で不整合が生じている。</p> <p>当該不備は他公所でも発生しており、不整合が生じやすい箇所であるため、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。</p>
----	---

項目	【⑧-イ】1次下請業者とその再委託先との契約書の中に反社会的勢力の排除条項がない	指摘	本編 P. 135
内容	<p>令和4年度（明許）流域下水道事業（防災・安全交付金（国補正））村山処理区河北東根幹線外管路耐震化工事に係る下請業者とその再委託先の契約書の条項に、反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていない。</p> <p>この点、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領（第7条第2項）」に、反社会的勢力の排除に関する条項を加えることが求められており、本規定に違反する状況となっている。</p> <p>については、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙するとともに、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、今後見過ごすことのないように是正されたい。</p>		

項目	【⑧-ウ】契約日より後日付となっている下請業者からの誓約書	意見	本編 P. 136
内容	<p>令和4年度（明許）流域下水道事業（防災・安全交付金（国補正））村山処理区河北東根幹線外管路耐震化工事に係る下請業者（以下、「A社」）から提出された誓約書日付が契約締結日より後日付となっている。</p> <p>この点、結果的にA及びB社からは契約日後に、それぞれ誓約書を受領しているとともに、契約書の約款には反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていることから、A社及びB社は反社会的勢力と関係をもった事実はない。</p> <p>しかしながら、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。」旨が記されており、これを踏まえると、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要があり、その対策の1つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。</p> <p>以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。</p>		

項目	【⑧-エ】 防災資機材等一覧表への適切な記載について ※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室	意見	本編 P. 137
内容	<p>防災備蓄倉庫において村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室が所管する防災資機材等の現物実査を実施した。防災資機材等一覧表 No29 及び No30 の簡易トイレはいずれも 6 基となっているが、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ（洋式便器）として利用するものであった。もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式であった。</p> <p>防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がなかったことから、防災資機材一覧表では記載をもう少し丁寧にしておく必要がある。</p> <p>また、備蓄倉庫に、トラロープ、土嚢袋、寝袋 12 組、キャンプマットレス 8 枚、灯油・水ポリタンク 7 個、冬用タイヤチェーン 3 組があった。これらは防災資機材等に該当はしないものの、災害時に有用な備品であり、防災資機材等のリストとは別に管理表を作成するなどし、一元管理することが望ましい。</p>		

項目	【⑧-オ】 水防倉庫内の未使用の混合オイルについて	指摘	本編 P. 138
内容	<p>水防倉庫に備蓄品ではない未使用の古い混合オイル（ガソリン）があったが、缶変形につき破裂破損の危険性があると見受けられる。混合オイルはチェーンソーや刈払機の燃料として使用できることから、古いものから優先して使用し、危険が生じるほどに未使用のまま置いておくなどの管理を改めるべきである。</p>		

項目	【⑧-カ】 水防備蓄品の管理不備	意見	本編 P. 138
内容	<p>水防倉庫における水防備蓄について、現物確認の結果、令和 5 年 12 月の水防計画資料編に記載の備蓄品の数量と現物の数に相違が見受けられた。</p> <p>水防計画に記載されている数は、「鋸 5、なた 10、ツルハシ 37、掛けや 11、スコップ 35」であったが、実査で確認された数は「鋸 3、なた 6、ツルハシ 5、掛けや 7、スコップ 40」と減っていた。令和 5 年 12 月から現物確認までの間に使用などにより数量減があった可能性があるが、本水防倉庫は備蓄品の管理台帳がなく、使用による数量減なのか、紛失等による数量減なのか不明である。水防活動に必要な資機材が不足した場合、災害発生時の対応能力が低下し、被害の拡大につながる可能性もあるため、水防施設の機能を維持し災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能にするためにも備蓄品管理台帳を通じた適正な管理を徹底されたい。</p>		

項目	【⑧-キ】 消火器の管理不備	意見	本編 P. 139
内容	<p>水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、</p>		



	<p>消火器を適切に設置・管理することが求められる。</p> <p>水防施設を調査した結果、1977年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されていた。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。</p> <p>また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。</p> <p>上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。</p>
--	--

項目	【⑧-ク】暴力団排除の誓約書の原本未提示	指摘	本編 P. 139
内容	建設工事（土砂災害対策事業等）契約に基づく下請負人から徴収する暴力団排除の誓約書について原本提出を求めているものの、写しの提出となっている契約が2件あった。また、うち1件については山形県様式ではない誓約書が提出されている。県様式と異なることから誓約の内容も一部異なるものとなっている。誓約書の提出についてルールを順守するよう留意されたい。		